



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B33巻－エンジニアリング及び工事サービス

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B33 巻－エンジニアリング
及び工事サービス

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B33 巻－エンジニアリング
及び工事サービス

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景（構造及び用語、適用並びに例示などを含む）については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

エンジニアリング及び工事サービス

産業に関する記述

「エンジニアリング及び工事サービス」産業は、さまざまな建築及びインフラプロジェクトを支援する、エンジニアリング、工事、設計、コンサルティング、請負及びその他の関連するサービスを提供する。この産業は主として4つの主要なセグメントにより構成される：エンジニアリング・サービス、インフラ工事、非居住用建物の工事、並びに建築の下請け及び工事関連の専門的なサービスである。インフラ工事セグメントには、発電所、ダム、石油及びガスのパイプライン、製油所、高速道路、橋、トンネル、鉄道、港、空港、廃棄物処理場、水道並びにスタジアムといったインフラプロジェクトの設計又は建築（又はこの両方）を行う企業が含まれる。非居住用建物の工事セグメントには、工場、倉庫、データセンター、オフィス、ホテル、病院、大学、及びモールのような小売りスペースといった工業及び商業施設の設計又建築（又はこの両方）を行う企業が含まれる。エンジニアリング・サービスセグメントには、上記の多くのプロジェクトの種類についての実行可能性調査の設計及び実施といった特化した建築及びエンジニアリング・サービスを提供する企業が含まれる。最後に、建築の下請け及び工事関連の専門的なサービスセグメントには、大工工事、電気工事、配管工事、塗装工事、防水工事、造園工事、内装工事、及び建物検査といった付随的なサービスを提供する、相対的に小規模な企業が含まれる。この産業の顧客には、公的セクターと民間セクターのインフラの所有者及びデベロッパーが含まれる。この産業に属する大規模な企業はグローバルにオペレーションを行い、収益を生み出し、典型的には複数のセグメントに特化している。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
プロジェクト開発における環境影響 (impacts)	環境許認可、基準及び規制の違反事案 (incidents of non-compliance) 件数	定量	数	IF-EN-160a.1
	プロジェクトの設計、立上げ及び建設に関連する環境リスクを評価及び管理するプロセスの説明	説明及び分析	該当なし	IF-EN-160a.2
構造上の完全性	欠陥及び安全関連の手直しコストの金額	定量	報告通貨	IF-EN-250a.1

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
(integrity) 及び安全性	欠陥及び安全関連災害に関連する法的手続を伴う金銭的損失の総額 ³⁸	定量	報告通貨	IF-EN-250a.2
建物及びインフラのライフサイクルにわたる影響 (impacts)	(1)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証を受けた受注プロジェクト、及び(2)そのような認証取得を目指して進行中のプロジェクトの件数	定量	数	IF-EN-410a.1
	プロジェクトの計画及び設計に、運営段階のエネルギー及び水効率の考慮事項を組み入れるためのプロセスの説明	説明及び分析	該当なし	IF-EN-410a.2
事業構成に対する気候影響 (impacts)	(1)炭化水素関連プロジェクト、及び(2)再生可能エネルギープロジェクトのバックログ金額	定量	報告通貨	IF-EN-410b.1
	炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログのキャンセル金額	定量	報告通貨	IF-EN-410b.2
	気候変動の緩和に関連する非エネルギープロジェクトのバックログの金額	定量	報告通貨	IF-EN-410b.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
進行中のプロジェクトの数 ³⁹	定量	数	IF-EN-000.A
受注プロジェクトの数 ⁴⁰	定量	数	IF-EN-000.B

³⁸ IF-EN-250a.2 に関する注記 - 企業は、金銭的損失の性質、背景、及びその結果として講じられた是正措置について簡潔に記述しなければならない。

³⁹ IF-EN-000.A に関する注記 - 進行中のプロジェクトは、開発中の建築物及びインフラプロジェクトで、設計段階及び建設段階の両方を含むが、これらに限定されず、報告期間末時点において企業が能動的にサービスを提供していたプロジェクトと定義する。進行中のプロジェクトからは、報告期間中に受注したプロジェクトを除外する。

⁴⁰ IF-EN-000.B に関する注記 - 受注プロジェクトは、報告期間中に完了し、サービスを提供できる状態にあると判断されたプロジェクトと定義する。受注プロジェクトの範囲には、企業が建設サービスを提供したプロジェクトのみを含まなければならない。

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
バックログの合計 ⁴¹	定量	報告通貨	IF-EN-000.C

プロジェクト開発における環境影響 (impacts)

トピックサマリー

インフラ建設プロジェクトは、経済的及び社会的発展に貢献する一方で、地域の環境及び周辺地域にリスクをもたらす可能性がある。この産業の活動は、生物多様性への影響 (impacts)、大気中への排出、排水、天然資源の消費、廃棄物の発生及び有害化学物質の使用を通じて、地域の生態系を破壊する可能性がある。特に、建設企業は、開拓、整地及び掘削活動を行い、プロジェクトにおける建設活動中に有害な廃棄物を発生させる場合がある。建設前に環境影響 (impacts) を効果的に評価することは、事業コスト及び資本コストを上昇させる可能性のある不測の問題を軽減するのに役立つ場合がある。場合によっては、環境への懸念又は地域の反発 (又はこの両方) が、プロジェクトの遅延、及び、極端な場合にはプロジェクトのキャンセルにつながり、企業の収益性及び成長機会に影響を与える (impact) 場合がある。建設中に環境規制に従わなかった場合、高額な罰金及び修復コストが発生し、企業の評判を傷つける可能性がある。環境影響 (impact) 評価により、プロジェクトが開始される前に、プロジェクトの潜在的な環境影響 (impacts) と、必要とされる場合がある軽減活動を理解することができる。同様に、プロジェクトにおける建設活動中に環境リスクを適切に管理することで、規制当局からの監督又は地域社会の反発 (又はこの両方) を減らすことができる。環境への配慮事項を事前に評価し、プロジェクトにおける開発活動中もこれらを継続的に評価することで、エンジニアリング及び工事企業は、発生する場合のある潜在的な環境問題や財務リスクを軽減できるだけでなく、見込み顧客から新規契約を獲得するための競争上の優位性も確立できる場合がある。

指標

IF-EN-160a.1. 環境許認可、基準及び規制の違反事案 (incidents of non-compliance) 件数

- 1 企業は、環境に関連した違反事例 (instances of non-compliance) の総数を開示しなければならない。これには、廃棄物、大気質又は排出 (又はこれらの複数のもの) に関連する許可、基準又は規制 (又はこれらの複数のもの) の違反、排水、取水量の超過、排水制限の超過 (廃棄物負荷配分など)、廃水前処理要件の違反、石油又は有害物質の流出、土地利用及び絶滅危惧種を含むがこれらに限定されない。
- 2 開示の範囲には、国、州及び現地の法定の許可及び規制によって管理されている事案 (incidents) が含まれる。

⁴¹ IF-EN-000.C に関する注記 - バックログは、報告期間末時点で完了していないプロジェクトの価値 (すなわち、契約上将来的に予測されるが、認識されていない売上) として定義するか、又は、企業によるバックログの既存の開示と整合するものとして企業により定義する。バックログは、売上高のバックログ又は未充足の履行義務と呼ばれることもある。開示の範囲は、企業がエンジニアリング、工事、建築、設計、据付、計画、コンサルティング、修繕若しくは保守サービス (若しくはこれらの複数のもの)、又はその他の類似サービスを提供する建築物及びインフラプロジェクトに限定される。

- 3 開示の範囲には、企業による違反事案 (incidents of non-compliance) 、及び、企業の直接監督下にある下請業者による違反事例が含まれる。
- 4 違反事案 (incident of non-compliance) は、それが執行手続 (例：罰金又は警告状 (又はこの両方)) に至ったかどうかに関係なく開示しなければならない。
- 5 違反事案 (incident of non-compliance) は、測定方法又は頻度にかかわらず開示しなければならない。これには、一回限りの違反、継続的及び非継続的な実行が含まれる。

IF-EN-160a.2. プロジェクトの設計、立上げ及び建設に関連する環境リスクを評価及び管理するプロセスの説明

- 1 企業は、プロジェクトの立上げ、設計及び建設に関連する環境リスクを評価し管理するために採用しているプロセスについて説明しなければならない。
 - 1.1 環境リスクには、生態系への影響 (impacts) 、生物多様性への影響 (impacts) 、大気への排出、排水、斜面の崩壊、土壌の攪乱及び浸食、豪雨水管理、廃棄物管理、天然資源の消費並びに有害化学物質の使用が含まれる場合があるが、これらに限定されない。
- 2 企業は、プロジェクトの環境リスクを評価するために採用しているデューデリジェンスの実務について説明しなければならない。関連するデューデリジェンスの実務は、環境影響 (impacts) 評価及び利害関係者のエンゲージメントの実務を含む。
 - 2.1 説明すべき関連する項目には、以下を含むが、これらに限定されない：プロジェクト現場の環境考慮事項のベースラインを評価するための実務、プロジェクトのための実行可能で環境的に望ましい代替案、現地の法令上の要求事項、生物多様性の保全、再生可能な天然資源の使用、有害物質の使用、並びにエネルギーの効率的な生産、供給及び使用。
- 3 企業は、プロジェクトの立上げ、設計及び建設中に環境への影響 (impacts) を最小化するために自社が採用しているオペレーションの実務を説明しなければならない。これには、廃棄物管理、生物多様性への影響 (impacts) の低減、大気への排出、排水、天然資源の消費、及び有害化学物質の使用が含まれる場合があるが、これらに限定されない。
- 4 企業は、適用されるすべての環境規制及び許可を順守してオペレーションを行うための自社のアプローチについて記述しなければならない。
 - 4.1 説明すべき関連する項目には、関連する規制及び清浄手続に関する従業員教育、プロジェクト現場の品質管理プロセス、環境災害の報告及びフォローアップのための内部メカニズム、並びに正確なデータの維持及び報告を含むが、これらに限定されない。
- 5 企業は、該当する場合には、プロジェクトの立上げ、設計及び建設に伴う環境影響 (impacts) を評価し最小化するためのコード、ガイドライン及び基準の使用について説明しなければならない。関連するコード、ガイドライン及び基準には、以下を含むが、これらに限定されない。
 - 5.1 BREEAM®
 - 5.2 エクエーター原則

- 5.3 国際金融公社の Environmental and Social Performance Standards and Guidance Notes
 - 5.4 Institute for Sustainable Infrastructure (ISI)の Envision® rating system
 - 5.5 国際標準化機構 (ISO) の環境基準
 - 5.6 国連開発計画の Performance Standards on Environmental and Social Sustainability
 - 5.7 国連グローバル・コンパクトの環境原則
 - 5.8 U.S. Green Building Council's LEED® 認証
- 6 企業は、環境的又は社会的（又はこの両方）デューデリジェンスの要件が強化されたプロジェクト、又は重大な（significant）環境又は社会（又はこの両方）への悪影響（impacts）が予想されるプロジェクトを管理するための自社のアプローチを、自社が採用している追加的な措置又は方針を含めて記述しなければならない。
- 6.1 環境又は社会（又はこの両方）への影響（impacts）が高まっているプロジェクトの種類の中には、国際金融公社（IFC）によって分類された「カテゴリーA」プロジェクトがある。
 - 6.2 企業は、どのようにプロジェクトの環境リスクが高まっていると判断するのかを含む、自社のプロジェクトの環境リスクの深刻度を分類するためのアプローチについて記述する場合がある。
- 7 該当し、関連性がある場合には、企業は、異なる事業地域、プロジェクトの種類及びビジネスセグメントについての方針及び実務の違いについて記述しなければならない。
- 8 開示の範囲には、企業が契約上の責任をもって関与する、立上げ、設計及び建設に関連するプロジェクトの段階が含まれる。これは、フィージビリティスタディ、提案、設計及び計画、下請業者の調達並びに建設を含むが、これらに限定されない。

構造上の完全性（integrity）及び安全性

トピックサマリー

エンジニアリング、設計、建築、コンサルティング、検査、建設又は保守サービスのいずれを提供しているかにかかわらず、この産業の企業は、業務の安全性及び完全性（integrity）を確保する専門的な責任を負っている。プロジェクトの設計段階及び建物又はインフラの建設段階におけるエラー又は品質の不備は、重大な（significant）人身傷害、資産価値の喪失及び経済的な損害を引き起こす可能性がある。そのため、構造上の完全性（integrity）及び安全性が十分に達成できない企業は、再設計又は補修工事（又はこの両方）、法的責任、さらには成長の見通しを損なう評判の低下により、高額なコストに直面する可能性がある。さらに、建物又はインフラを設計し建設する際には、この産業の企業は、プロジェクトの構造上の完全性（integrity）及び一般市民の安全性に影響を及ぼす（affect）可能性のある潜在的な気候変動の影響（impacts）をこれまで以上に考慮しなければならない。特に、気候変動に関連する事象の頻度や深刻度が予想通りに増加した場合には、適用される最低限のコード及び基準を遵守するだけでは、特定の状況下で風評価値を維持・向上させるために（又は法的責任を軽減するためさえ）十分ではない場合がある。品質に関する新たな産業基準を満たすかそれ以上の品質を確保すること、及び、気候リスクに起因するものも含めて、潜在的な設計上の問題に対処するための内部統制手続を確立することで、企業がこれらのリスクを軽減することを支援することができる。

指標

IF-EN-250a.1. 欠陥及び安全関連の手直しコストの金額

- 1 企業は、発生した欠陥及び安全関連の手直しコストの総額を開示しなければならない。
 - 1.1 手直しは、建設業協会の定義と整合し、現場で複数回行わなければならない活動、又はプロジェクトの一部として以前に設置された製作物を取り除く活動として定義する。
 - 1.2 この開示の目的において、手直しコストの範囲から、顧客又はプロジェクトオーナー主導の修正に起因するコストは除外される。除外されるコストには、注文変更、範囲修正や設計修正を含むが、これらに限定されない。
 - 1.3 手直しコストの範囲には、人件費、材料費、設計費、設備費及び下請業者に関連するコストを含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、実際の又は予測されたプロジェクトの総コストと比較して、重大な（significant）手直しコストを伴うプロジェクトについて説明する場合がある。提供すべき関連する背景としては、以下が含まれる可能性があるが、これらに限定されない。
 - 2.1 手直しの根本的な原因
 - 2.2 適用された是正措置
 - 2.3 企業への財務的影響（impacts）

IF-EN-250a.2. 欠陥及び安全関連災害に関連する法的手続を伴う金銭的損失の総額

- 1 企業は、欠陥及び安全関連災害並びに申立てに関連した法的手続の結果、報告期間中に発生した金銭的損失の総額を開示しなければならない。
- 2 法的手続には、裁判官、取締役、仲裁人又はその他のいずれの面前であるかを問わず、企業が関与した審判手続が含まなければならない。
- 3 損失には、あらゆる企業（例：政府、企業又は個人）が提起した民事訴訟（例：民事判決又は和解）、規制手続（例：処罰、不正利得の返還又は損害賠償）、及び刑事訴訟（例：刑事判決、処罰又は損害賠償）の結果として報告期間中に発生した罰金及びその他の金銭的債務を含む、相手方又は他者に対するすべての金銭的債務（和解、裁判後の評決又はその他のいずれに起因するかを問わない）を含めなければならない。
- 4 金銭的損失の範囲からは、企業がその抗弁において負担した法的及びその他の手数料及び費用は除外しなければならない。

IF-EN-250a.2 に関する注記

- 1 企業は、法的手続の結果としてのすべての金銭的損失の性質（例：裁判後に出される判決若しくは命令、和解、有罪答弁、起訴猶予又は不起訴の合意）及び背景（例：過失）を簡潔に記述しなければならない。
- 2 企業は、法的手続の結果として適用した是正措置について記述しなければならない。これには、オペレーション、管理、プロセス、製品、ビジネスパートナー、教育又はテクノロジーの特定の変更が含まれる場合があるが、これらに限定されない。

建物及びインフラのライフサイクルにわたる影響 (impacts)

トピックサマリー

建築物や主要なインフラプロジェクトは、経済における天然資源の最大の利用形態の一つである。建設活動中におけるこれらの材料には、とりわけ、鉄及び鋼材、セメント、コンクリート、煉瓦、乾式壁、壁板、ガラス、断熱材、備品、ドア並びにキャビネットが含まれる。一度完成し、日常的に使用されている間、これらのプロジェクトは、大量のエネルギーと水を消費することが多い（プロジェクトにおける建設による直接的な環境影響 (impacts) の説明については、「プロジェクト開発による環境影響」のトピックを参照）。したがって、建設資材の調達並びに建物及びインフラの日常的な使用は、直接的及び間接的な温室効果ガス (GHG) の排出、グローバル又は地域（又はこの両方）の資源制約、水ストレス及び人間の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。持続可能な建築環境を開発するための顧客及び規制当局からの圧力は、建物及びインフラプロジェクトのライフサイクルにおける影響 (impacts) を軽減することを目的とした市場の成長に寄与している。これに対応して、とりわけ、プロジェクトの使用段階でのエネルギー及び水の効率、人間の健康への影響 (impacts)、並びに持続可能な建築及び建材の使用などを評価するため、国際的にさまざまな持続可能な建築及びインフラ認証制度が開発されてきている。その結果、そのような材料を提供できるサプライヤーから、サステナビリティを重視したプロジェクトの設計、コンサルティング及び建設サービスを提供できる「エンジニアリング及び工事サービス」産業の企業に至るまで、バリュー・チェーン内の産業にとって多くの機会が生まれてきている。このようなサービスは、経済的な利点のある持続可能なプロジェクトに対する顧客の需要が増加し、関連する規制が進化する中で、競争上の優位性と売上の成長の機会を提供することができる。このような考慮事項をサービスに効果的に組み入れることができない企業は、長期的には市場シェアを失うことになる場合がある。

指標

IF-EN-410a.1. (1)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証を受けた受注プロジェクト、及び(2)そのような認証取得を目指して進行中のプロジェクトの件数

- 1 企業は、(1)第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証を受けた、報告期間中に受注したプロジェクト件数を開示しなければならない。
 - 1.1 第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の範囲は、少なくとも建築物又はインフラの設計及び建設の以下の側面に対応する基準又は認証に限定される。
 - 1.1.1 エネルギー効率、
 - 1.1.2 節水、
 - 1.1.3 材料及び資源効率、及び
 - 1.1.4 屋内環境品質。
 - 1.2 第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の例は、以下を含む。

1.2.1 BREEAM®

1.2.2 Green Globes®

1.2.3 Institute for Sustainable Infrastructure (ISI) の Envision®

1.2.4 LEED®

- 2 企業は、(2)報告期間中に第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準の認証取得を目指して進行中のプロジェクトの件数を開示しなければならない。
 - 2.1 進行中のプロジェクトの範囲は、報告期間の終了時点で開発中のすべての建物及びインフラのプロジェクトが含まれる。プロジェクトの範囲には、設計及び建設段階のプロジェクトを含むが、これらに限定されない。
 - 2.2 進行中のプロジェクトの範囲から、報告期間中に受注したプロジェクトは除外する。
- 3 企業は、プロジェクトが認証を受けている、又は認証を目指している第三者による多属性 (multi-attribute) サステナビリティ基準を開示しなければならない。
- 4 開示の範囲は、企業が建築物又はインフラプロジェクトの設計、エンジニアリング、調達又は建設 (又はこれらの複数のもの) に直接の役割を果たしたプロジェクトに限定される。
- 5 開示の範囲には、建物 (住宅、商業及び小売、政府機関、ヘルスケア並びにオフィスなど) 及びその他のインフラプロジェクト (交通、石油及びガス、電力系統、再生可能エネルギー、水道供給並びに水処理など) が含まれる。
- 6 企業は、第三者の検証を受けていない建築物及びインフラプロジェクトの設計及び建設に導入するサステナビリティ基準又はガイドラインについて説明する場合がある。

IF-EN-410a.2. プロジェクトの計画及び設計に、運営段階のエネルギー及び水効率の考慮事項を組み入れるためのプロセスの説明

- 1 企業は、運営段階のエネルギー及び水効率に関する考慮事項をプロジェクトの計画及び設計に組み入れるために使用しているプロセスについて説明しなければならない。
 - 1.1 運営段階のエネルギー及び水効率に関する考慮事項は、エネルギー及び水の運営上の使用を削減し最適化することを目的としたソリューションをいう。これには、集水及び再利用の設計、修理及び改修、断熱材及び材料の使用の改善、遮光装置、エネルギー調達、並びにエネルギー効率及び水効率の良い機器及び照明装置の使用を含むが、これらに限定されない。
 - 1.2 開示する関連情報には、以下を含むが、これらに限定されない。
 - 1.2.1 設計ソリューション、技術的ソリューション、材料の使用、エネルギー及び水利用のモデル化など、そのような考慮事項を組み入れるために取られた行動
 - 1.2.2 現在及び将来に予想されるエネルギー及び水効率規制、水又はエネルギー資源 (又はこの両方) に対する潜在的な制約、及びこれらの市場における利害関係者の需要を含む、企業がオペレーションを行う地理的市場
 - 1.2.3 これらのエネルギー及び水効率ソリューションが、プロジェクトの入札及び提案において競争上の優位性として機能するかどうか、及び、企業がどのようにパフォーマンス (認識された競争上の優位性を含む) をプロジェクトオーナーに伝えるか

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 1.2.4 企業が、過去のエネルギー効率化プロジェクトのパフォーマンスに基づくエネルギー効率化プロジェクトからの潜在的な節約を含め、長期的な費用対効果分析をプロジェクトオーナー又は開発者にどのように伝達するか
- 2 企業は、内部方針、実務及び手続を含め、運営段階のエネルギー及び水効率の考慮事項に関連するリスクを評価するためのアプローチについて記述しなければならない。
 - 3 企業は、該当する場合には、運用段階のエネルギー及び水効率に対処するコード、ガイドライン及び基準の使用について記述しなければならない。
 - 3.1 企業は、自社のエネルギー及び水の効率化への取組み（efforts）が建築コードの要求事項をいかに上回るかを説明する場合がある。
 - 4 開示の範囲からは、プロジェクト建設に関連する環境影響（impacts）、並びに、プロジェクト建設に関連するコード、ガイドライン及び基準は除くが、これらはいずれも IF-EN-160a.2 の範囲に含む。

事業構成に対する気候影響 (impacts)

トピックサマリー

「エンジニアリング及び工事サービス」産業は、破壊的な気候規制にさらされる可能性のある顧客、及び、気候変動に対処する役割を果たす顧客と共に活動している。建設プロジェクトの中には、使用段階で排出される温室効果ガス (GHG) が原因で、気候変動に重大な (significant) 影響を与えるものがある。グローバルな温室効果ガスの排出の一因となる可能性の高いプロジェクトには、石油及びガス並びにその他の採掘産業、並びに大型建築物におけるプロジェクトが含まれる。再生可能エネルギープロジェクトなどのインフラプロジェクトの中には、GHG 排出の削減を目的としたものもあるが、多くの種類のプロジェクトでは、トレードオフの関係にある。例えば、大量輸送システムは、GHG 排出の直接的な増加要因となる一方で、システムが提供するメリットを考慮すると、正味の排出は減少する場合がある。この産業の一部の企業は、売上及び利益の相当の割合を炭素集約型産業の顧客から得ており、それらの企業の将来の資本支出は、進化する気候規制によりリスクを負う場合がある。ダウンサイドリスクは、プロジェクトの遅延、キャンセル及び長期的な収益成長機会の減少を通じて顕在化する場合がある。一方で、GHG 削減に貢献するインフラプロジェクトに特化した企業は、これらの成長市場に注力し続けることで、競争上の優位性を獲得できる可能性がある。この産業とその顧客が不確実な事業環境の中でオペレーションを継続し、環境や規制要件の増加に直面する中、企業のバックログ及び将来の事業見通しに組み込まれている気候変動に起因するリスク及び機会を評価し伝達することは、気候変動が事業に与える全体的な影響 (impacts) を投資家が評価する際に役立つ可能性がある。

指標

IF-EN-410b.1. (1)炭化水素関連プロジェクト、及び(2)再生可能エネルギープロジェクトのバックログ金額

- 1 企業は、(1)炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログ金額を開示しなければならない。
 - 1.1 バックログは、報告期間の終了時点で完了していないプロジェクトの値 (すなわち、契約上将来的に予測されるが、認識されていない売上高) として定義するか、又は、企業によるバックログの既存の開示と整合するように企業が定義する。バックログは、売上高のバックログ又は未充足の履行義務と呼ばれる場合もある。

- 1.2 炭化水素関連プロジェクトは、炭化水素のバリュー・チェーンに直接関連するあらゆる種類のプロジェクトと定義する。関連するプロジェクトには、炭化水素の探査、抽出、開発、生産又は輸送（又はこれらの複数のもの）、炭化水素インフラサービス及びメンテナンス、炭化水素発電並びに炭化水素関連の川下サービスを含むがこれらに限定されない。
 - 1.2.1 炭化水素関連プロジェクトの例には、石油、ガス又は石炭の生産、輸送、精製、及び、化石燃料を使用した発電に直接関連するプロジェクトを含むが、これらに限定されない。
- 2 炭化水素関連プロジェクトのバックログの相当部分が天然ガス発電プロジェクトに関連している場合、企業は、当該バックログの割合（proportion）、及び、代替案又はベースラインシナリオと比較した場合のそのようなプロジェクトのサステナビリティ影響（impacts）を説明する、補足的な開示を提供する場合がある。
- 3 企業は、炭化水素関連プロジェクトのサステナビリティへの影響（impacts）についての記述を提供する場合がある。これは、プロジェクトの説明、資源の種類別の分類、予想されるサステナビリティ影響、及びプロジェクトの完了又は収益への転換（又はこの両方）に関連するリスクを含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、(2)再生可能エネルギープロジェクトに関連するバックログ金額を開示しなければならない。
 - 4.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
- 5 企業は、プロジェクトオーナーがプロジェクトの再計画を成功させた結果として、同一報告期間中に再計上したバックログのキャンセル金額を、バックログの計算及び開示から除外しなければならない。
- 6 開示の範囲は、企業がエンジニアリング、建築、設計、建設、据付、計画、コンサルティング、修理若しくは保守サービス（又はこの両方）、又はその他の同様のサービスを提供したプロジェクトに限定される。

IF-EN-410b.2. 炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログのキャンセル金額

- 1 企業は、理由の如何を問わず、報告期間中にキャンセルされたあらゆる種類の炭化水素関連プロジェクトに関連するバックログの総額を開示しなければならない。
 - 1.1 バックログは、報告期間の終了時点で完了していないプロジェクトの値（すなわち、契約上将来的に予測されるが、認識されていない売上高）として定義するか、又は、企業によるバックログの既存の開示と整合するように企業が定義

する。バックログは、売上高のバックログ又は未充足の履行義務と呼ばれる場合もある。

1.2 バックログのキャンセルは、キャンセル、縮小、終了又は延期によりバックログの定義を満たさなくなったバックログの金額、又は売上への転換若しくは為替レートの変動以外の理由でバックログから削除されたバックログの金額と定義する。

1.2.1 バックログのキャンセルは、キャンセルの理由を問わない。顧客がプロジェクトに必要な許認可又は融資を得られなかった場合、顧客の自主的なプロジェクトのキャンセル、及び財務上の制約によりプロジェクトの範囲が縮小された場合を含むが、これらに限定されない。

1.2.2 バックログのキャンセルの範囲から、廃炉プロジェクトに関連するキャンセルは除外する。

1.3 炭化水素関連プロジェクトは、炭化水素の探査、抽出、開発、生産又は輸送（又はこれらの複数のもの）、炭化水素インフラサービス及びメンテナンス、炭化水素発電及び炭化水素関連の川下サービスを含むが、これらに限定されない、炭化水素のバリュー・チェーンに直接関連するあらゆるタイプのプロジェクトと定義する。

1.3.1 炭化水素関連プロジェクトの例には、石油、ガス又は石炭の生産、輸送、精製、及び化石燃料ベースの発電に直接関連するプロジェクトを含むが、これらに限定されない。

2 開示の範囲は、企業がエンジニアリング、建築、設計、建設、据付、計画、コンサルティング、修理又は保守サービス（又はこの両方）、又はその他の同様のサービスを提供したプロジェクトに限定される。

3 企業は、根本的な原因及び将来のバックログのキャンセルを防止するために講じられた是正措置を含めて、特定のバックログのキャンセルについて説明する場合がある。

IF-EN-410b.3. 気候変動の緩和に関連する非エネルギープロジェクトのバックログの金額

1 企業は、気候変動の緩和に関連する自社の非エネルギープロジェクトのバックログの金額を開示しなければならない。

1.1 バックログは、報告期間の終了時点で完了していないプロジェクトの値（すなわち、契約上将来的に予測されるが、認識されていない売上高）として定義す

るか、又は、企業によるバックログの既存の開示と整合するように企業が定義する。バックログは、売上高のバックログ又は未充足の履行義務と呼ばれる場合もある。

- 1.2 非エネルギープロジェクトは、エネルギーバリューに直接関連しないプロジェクトと定義する。エネルギーバリュー・チェーンには、炭化水素の探査、抽出、開発、生産及び輸送、発電プロジェクト（炭化水素と再生可能エネルギー）、並びにエネルギーインフラサービス及びメンテナンスを含むが、これらに限定されない。
 - 1.3 気候変動の緩和は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、温室効果ガス（GHG）の発生源を減少させる、又は吸収源を強化するための人為的な介入と定義する。
- 2 開示の範囲には、気候変動の緩和により著しく動機付けられた、又は気候変動の緩和に対応して適用されたプロジェクトのみを含まなければならない。このような気候変動の緩和が、プロジェクトの主要な動機となる必要はないが、プロジェクトの開発及び実施の重要な（significant）動機付けの要素でなければならない。
 - 2.1 気候変動の緩和に関連する場合があるプロジェクトの例には、大量輸送システム、代替的な低炭素輸送システム、炭素回収及び貯蔵、炭化水素関連の廃炉プロジェクト、並びにエネルギー効率化インフラのレトロコミッショニング（retrocommissionings）を含むが、これらに限定されない。
 - 3 開示の範囲には、ベースラインシナリオ又はベースライン排出（プロジェクトを実行せずとも発生する場合のある GHG 排出と定義する）に対して重大な（significant）気候変動の緩和をもたらすプロジェクトのみが含まなければならない。
 - 3.1 企業は、相対排出（絶対排出又はベースライン排出（又はこの両方）を含む）を評価するために、「欧州投資銀行による GHG フットプリント」の方法の全部又は一部を使用又は参照する場合がある。
 - 3.2 企業は、ベースラインシナリオ又はベースライン排出に対する気候変動の緩和を評価するために、代替的な方法又は独自の方法を使用する場合がある。
 - 4 開示の範囲からは、IF-EN-410b.1 に含まれるバックログと同等である場合のあるエネルギーバリュー・チェーンに直接関連するすべてのバックログ（炭化水素関連の廃炉プロジェクトを除く）を除外しなければならない。
 - 5 企業は、廃炉プロジェクトに関連するバックログを除外する場合がある。

- 6 開示の範囲は、企業が提供するエンジニアリング、建築、設計、建設、据付、計画、コンサルティング、修理又は保守サービス（又はこの両方）、又はその他の同様のサービスを提供する建物やインフラプロジェクトに限定される。